

北海学園札幌高等学校 部活動のあり方に関する方針

本校では、学校法人北海学園が設置する高等学校に係る活動の方針（平成 31 年 3 月学校法人北海学園）に則り、以下のとおり標記活動方針を定める。

1 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、本校教育活動の中核として位置づけ、自主的・自発的に行動できる生徒の育成を目指す。
- (2) スポーツや文化、科学などに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養など、学校教育が目指す資質や能力の育成を目指す。
- (3) 競技力や技術を向上させるとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師との人間関係の構築を図り、また生徒の個性の伸長を図り、集団の中での人との関わり方を学び、現実社会で生き抜く力の育成を目指す。
- (4) 競技や活動を通して、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させ、心身ともにバランスの取れた生活や成長を目指す。

2 本年度の部活動について

- (1) 設置する部活動について（運動部 18 種目、文化部・外局 14 種目、同好会 1 種目）

運動部 男子テニス部・女子テニス部・ゴルフ部・サッカー部・スキー部・相撲部・陸上競技部
男子バドミントン部・女子バドミントン部・男子陸上ホッケー部・女子陸上ホッケー部
女子バレーボール部・男子バスケットボール部・女子バスケットボール部・ボクシング部
野球部・卓球部・少林寺拳法部

文化部 アニメーション部・吹奏楽部・弁論部・International Club・美術部・文学研究部・競技かるた部・茶道部・簿記部・青少年赤十字・珠算部・自然科学部

外 局 放送局・図書局

同好会 囲碁同好会・医療福祉研究同好会

- (2) 適切な休養日等の設定

※1 生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、勉強、その他の食事、休養及び睡眠等生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準とする。

- ①学期中は平日週 1 日以上、土日・祝日に月 1 日以上、休養日を設定する。
- ②長期休業日は学期中に準じるとともに、長期休業（オフシーズン）を年間 9 日以上設定する。
- ③上記の項目を満たし、年間 73 日以上、休養日を設定する。
- ④休養日には学校で行う自主練習は行わない。
- ⑤1 日の活動時間は、長くとも平日 3 時間程度、学校の休業日は 4 時間程度を上限とする。

※2 上記の基準を基本とするが、北海道高等学校体育連盟・北海道高等学校野球連盟・北海道高等学校ゴルフ連盟・北海道高等学校文化連盟が主催、共催、後援の大会やコンクール等の直前練習期間（大会やコンクール等の前日から 1 ヶ月以内）やシーズンを考慮し、練習時間の総量を規制したりすることにより、一定の要件の下、上記基準によらない弾力的な設定を可能とする。

※3 生徒が、バランスのとれた高校生活を送ることができるように配慮する。

※4 校長は、休養日及び活動時間の指導・是正を行うなど、適切な運用について指導する。

※5 その他

- ①定期試験1週間前から終了まで(土日祝日を含む)は、活動を停止する。ただし、大会と試験日程が重なっている場合や試験直前や直後に大会を控えている場合は、「特別練習許可願い」を校長に提出し、活動許可を得る。

(3) 大会・合宿等の参加について

※1 活動計画の提出

- ①各クラブ顧問は「年間活動計画」並びに「月間活動計画」を作成し、校長に提出する。
- ②「年間活動計画」の中には、参加予定大会名・合宿予定日を明記する。
- ③「月間活動計画」の中には、活動日・休養日・活動開始時間・終了時間(予定)を明記する。
- ④上記活動計画に関しては、保護者生徒に必ず予め周知徹底する。

※2 部活動として参加する大会・合宿等は、以下に該当するものとする。

- ①北海道高等学校体育連盟・北海道高等学校野球連盟・北海道高等学校ゴルフ連盟・北海道高等学校文化連盟が主催、共催、後援の大会やコンクール・合宿等とする。
- ②(財)日本オリンピック委員会が主催、共催、後援の大会・合宿。
- ③選手育成や競技力向上等を目的とした、連盟・メーカー・地方自治体が主催する大会・合宿。
- ④特定の地域の高校が主催する大会・合宿。

・上記の大会・合宿に参加する場合は、大会参加願い・合宿参加願いを提出し、校長より許可を得る。

・泊を伴う大会・合宿・遠征に出かける時は、事前に実施要項を作成し校長に許可を得る。実施要項には、期間・場所・参加人数・宿泊代金等を明記する。

※3 その他

- ①部費・遠征費・合宿費など、保護者から金銭を徴収した場合は、その度ごとに保護者に収支報告をする。

3 部活動の運営について

(1) 体罰の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても部活動指導において体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰のない指導に徹する。

(2) ハラスメントの禁止

部活動顧問等の指導者の言動が、部活動の生産性を欠き、競技や部活動に必要な指示や注意・指導が行われている場合には該当しない「適正な範囲」を超えて、生徒を不快にさせたり、生徒の尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与えることは、決して許されないものとし、ハラスメントの根絶に徹する。

(3) 事故時の対応

活動中、生徒が怪我や体調不良を訴えた場合は、速やかに以下の対応をする。

- ①応急処置を施す。養護教諭や保健体育の教諭がいる場合は、その協力を仰ぐ。

- ②緊急性のあるものやその場で対応できないような重大な事故に対しては、救急車を手配する。
- ③医師の判断が必要だと思われる場合や保護者による経過観察が必要な場合など、怪我の程度にもよるが、保護者に連絡を入れて経緯と処置内容を説明する。

※1 なお、顧問は日ごろから、応急手当の知識やスキル、事故時の初動対応の基本知識を習得し慌てず冷静に対応できるように心がける。また、競技特有の事故事例や怪我の症例などを把握、練習環境や設備の安全確認、生徒の活動前後、活動中の体調観察など、生徒の安全第一を優先とし、怪我や事故がないクラブ指導を目指し最大限努力するものとする。

(4) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動運営上欠くことができないものである。日ごろから保護者との意思の疎通を図り共通理解に努めることが大切である。各クラブ顧問は、クラブの運営や指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日等を明確にし、保護者に明示するとともに、年度初めや年度末に保護者会を開催し、クラブの運営や活動方針や状況、また活動実績等を説明する。特に新入生の保護者を対象とした説明会は、入部の時期を見計らって必ず開催する。